

広島市国民保護計画について

1 趣 旨

武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を脅かす事態が発生した場合に、本市が実施すべき措置をあらかじめ定めておくことを目的として、国民保護法第35条の規定に基づき、広島市国民保護計画を策定する。

2 市町村が計画に定めるべき事項(国民保護法第35条)

- (1) 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 市町村が実施する国民の保護のための措置に関する事項
 - ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
 - ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
 - ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - ④ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
 - ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- (3) 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (6) 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

3 広島市国民保護計画策定に当たっての主な留意事項

- (1) 広島市国民保護計画は、国が定めた基本指針及び広島県国民保護計画を踏まえ、策定する。
- (2) 計画策定に当たっては、被爆体験や科学的知見に基づき、核兵器攻撃による被害想定を行う。
- (3) 基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済、高齢者・障害者等への配慮などに留意し、計画を策定する。

4 今後の取組

